

平成27年 8月12日

大阪府南河内府税事務所  
所長 辻野善巳様

自治労大阪府職員労働組合  
税務支部南河内  
分会長 石田



### 職場環境整備等の要求書

南河内府税事務所に勤務する職員が、健康で安心して働ける職場作りのため、下記のとおり要求する。

#### 記

#### 1. 労使慣行に関する事

労使慣行を遵守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。

#### 2. 庁舎等の環境・設備の整備に関する事

- ① 職員の健康管理の観点から、窓・ブラインド等の点検・更新を行うこと。
- ② 職員の衛生管理の観点からトイレの点検・整備・設備の更新等を行うこと。故障等への対応については迅速に行うこと。

#### 3. 職員の健康管理に関する事

- ① 職員の健康に留意した冷暖房の弾力的運転を行うこと。また、機器の点検を行い、故障等への対応については迅速に行うこと。
- ② 安全衛生委員会の、さらなる機能強化を推進すること。  
特に、健康診断等で「要観察」となっている職員には常時気を配り、職場での健康管理には気をつけること。
- ③ O A化に対応した作業環境の実現をめざすこと。特に、実現が遅れているO A作業対応機の配置を行うこと。また、職員の安全確保のため床面の段差等を解消するためにO Aフロアー化を行うこと。
- ④ 職員の安全確保のため公用車については運行に支障のないよう、引き続き点検・整備に努めること。

#### 4. 要望事項

- ① 老朽化著しい庁舎の建て替えのため予算等を含めた働きかけを行うこと。
- ② 公用車および庁用自動車運転に係る交通事故に関して、運転者が交通法規を遵守し適正な運転状況下における不慮の事故に対しては、処分に係る分限条例の改正と求償権の放棄を行うこと。
- ③ 電話機器の点検・整備・設備等の更新を行うこと。また不具合への対応については迅速に行うこと。電話機に録音・ナンバーディスプレイ機能をもたせること。
- ④ 業務に関する備品・書籍・必要経費等は支障のないよう、引き続き確保等を行うこと。